

広島県告示第八十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所において、平成二十四年二月九日までの間、縦覧に供する。

平成二十四年一月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

三七五号

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
三次市作木町香淀字唐香一四〇四番一地从先から 三次市作木町香淀字唐香二二三六番一地从先で					
	一一・六〇 三二・八〇	一一・六〇 三二・八〇 三・〇〇 九・〇〇	二八三・〇〇 二八三・〇〇	三五〇・〇〇	ダブルウェイ 解除 不用物件延長 三二八・〇〇 メートル 一般国道四三 三号及び一般 国道四三四号 と重複

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

四三三号

三 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

四三四号

三 道路の区域

三次市作木町香淀字唐香一三六番一地从先から 三次市作木町香淀字唐香一四一七番地先まで	
新	旧
一一・六〇〇 三二・八〇〇	一一・六〇〇 三二・八〇〇 九・〇〇〇
二八三・〇〇	二八三・〇〇 三五〇・〇〇
ダブルウェイ 解除 不用物件延長 三二八・〇〇 メートル 一般国道三七 五号及び一般 国道四三四号 と重複	

三次市作木町香淀字唐香一三六番一地从先から 三次市作木町香淀字唐香一四一七番地先まで		区	間
新	旧	新旧 の別	
一一・六〇〇 三二・八〇〇	一一・六〇〇 三二・八〇〇 九・〇〇〇	敷地の幅員 (メートル)	
二八三・〇〇	二八三・〇〇 三五〇・〇〇	延 長 (メートル)	
ダブルウェイ 解除 不用物件延長 三二八・〇〇 メートル 一般国道三七 五号及び一般 国道四三四号 と重複		備 考	